

議案第11号

守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案

守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

守口市就学指導委員会設置条例（平成24年守口市条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>守口市就学指導委員会設置条例</u> （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>守口市就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 略 （1） 障害のある児童及び生徒の就学相談に関する事項 （2） 障害のある児童及び生徒の実態把握に関する事項 （3） 障害のある児童及び生徒の就学後の支援体制、教育内容等に関する事項 （4） 略	<u>守口市教育支援委員会設置条例</u> （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>守口市教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 略 （1） 障害のある<u>園児、</u>児童及び生徒の<u>就園相談又は就学</u>相談に関する事項 （2） 障害のある<u>園児、</u>児童及び生徒の実態把握に関する事項 （3） 障害のある<u>園児、</u>児童及び生徒の<u>就園後又は就学後</u>の支援体制、教育内容等に関する事項 （4） 略

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。